

令和5年度

物価高騰重点支援給付金 (均等割のみ課税世帯)

1世帯
10万円

物価高騰

☉ 厚生課 保護社会係 (4/1以降は福祉課 保護社会係)



物価高騰に伴い、支給対象となる世帯に重点支援給付金(10万円)を支給します。

▶対象者

- ① R5/12/1に小諸市に住民登録があり、世帯全員の令和5年度の個人住民税均等割のみ課税者で構成される世帯、もしくは住民税「均等割」のみ課税者と「均等割」非課税者で構成される世帯
- ② 配偶者からの暴力(DV)を理由とした避難者及び児童福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、老人福祉法に定める措置を受けた方のうち、上記課税状況に該当する世帯

❗ ①・②共に、世帯の全員が、個人住民税均等割が課されている他の親族等の扶養を受けている場合は対象外です。

❗ 「物価高騰重点支援給付金(7万円給付分)」を受給した世帯(家計急変含む)は、対象外です。

▶申請方法

申請が必要な世帯には「確認書」を発送済みです。
必要事項を全て記入、必要に応じた書類(身分証明書・振込口座の写し)を添付し、返信用封筒でご返ください。(申請期限: R6/4/30(火))

▶支給時期

「お知らせ通知」対象者 ⇒ 3/29(金)を予定

「確認書」対象者 ⇒ 市受付後、2週間後を予定



◀ 詳細は市公式HPからもご覧いただけます

令和5年度

物価高騰重点支援給付金 子育て世帯への加算給付金(こども加算)

☉ 厚生課 家庭支援係 (4/1以降はこども家庭支援課 こども保育係)

児童一人
5万円



令和5年度物価高騰重点支援給付金(7万円または10万円)の対象となった世帯のうち、18歳以下の児童が属する世帯に対して、児童一人あたり5万円を支給します。

▶支給対象者

物価高騰重点支援給付金(7万円または10万円)の対象となった世帯の世帯主

❗ 世帯主以外が児童を扶養している場合でも、支給対象者は「世帯主」となります。

▶対象児童

R5/12/1時点において、支給対象者(世帯主)と同じ世帯の18歳以下の児童(H17/4/2生まれ以降の児童)

▶申請方法

今年3月に、対象となる世帯に「確認書」を発送しています。

添付書類と合わせて提出してください。(申請期限: R6/5/31(金))

▶支給時期

申請受付後、順次支給します。支給となった場合、支給日前に振込日等が記載された通知書を送付します。

▶その他

❗ R5/12/2 ~ R6/4/1生まれの児童、基準日時点で別世帯(小諸市内も含む)の児童を扶養している場合の申請方法申請書の提出が必要です。申請書は、市ホームページからダウンロードするか、市役所でお渡します。

(申請期限: R6/5/31(金))



◀ 詳細は市公式HPからもご覧いただけます

❗ 給付金の支給に乘じ、「電話でお金詐欺」等の不審電話が増える可能性があります。ご注意ください。

▶相談窓口: 警察相談専用電話 ☎ #9110 / 市役所厚生課(福祉課) ☎ 22-1700

❗ 上記の両給付金は差押え禁止・非課税所得となります。

